

千葉県耕作放棄地再生推進事業補助金交付要綱

令和元年5月16日付け農振第236号

(趣旨)

第1条 知事は、本県における耕作放棄地の再生・利用を図るため、千葉県耕作放棄地再生推進事業実施要領(以下「要領」という。)に基づいて行う事業に要する経費について、市町村に対し、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則(昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。)及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(種目、経費及び交付単価)

第2条 補助の対象となる事業(以下「事業」という。)の種目、経費及びこれらに対する交付単価は、別表に定めるとおりとし、事業費の4分の1以上を市町村が補助する事業を対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、事業を実施しようとする農業者又は農業者等の組織する団体の役員等が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

二 次のいずれかに該当する行為(ロ又はハに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)

イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為

ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方(法人その他の団体にあつては、その役員等)が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(交付申請)

第3条 市町村長は、規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、知事が定める期日までに千葉県耕作放棄地再生推進事業補助金交付申請書(別記様式第一号)正副2部に要領に定める再生利用実施計画、誓約書及び役員等名簿を添付して知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出するときは、各事業実施主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない事業実施主体については、この限りでない。

(交付の条件)

第4条 規則第5条の規定により附する条件は、次のとおりとする。

- 一 事業内容の変更又は事業に要する経費の配分の変更（別表に定める軽微な変更を除く。）をする場合は、知事の承認を受けること。
- 二 事業を中止し又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- 三 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難な場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- 四 その他知事が必要と認める事項。

(承認申請)

第5条 市町村長は、前条の規定により承認を受けようとするときは、千葉県耕作放棄地再生推進事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（別記様式第二号）正副2部を知事へ提出しなければならない。

(状況報告)

第6条 市町村長は、規則第10条の規定により事業の遂行状況に関し報告しようとするときは、交付金の交付決定のあった年度の12月31日現在において作成した千葉県耕作放棄地再生推進事業補助金遂行状況報告書（別記様式第三号）を、当該年度の1月15日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 市町村長は、規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は交付金の交付の決定に係る年度の3月10日のいずれか早い期日までに、千葉県耕作放棄地再生推進事業補助金実績報告書（別記様式第四号）正副2部を知事に提出しなければならない。

- 2 第3条第2項ただし書の規定により交付の申請をしたときは、前項の実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第3条第2項ただし書の規定により交付の申請をしたときは、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（別記様式第五号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(是正のための措置)

第8条 知事は、前条に規定する報告を受けた場合には、規則第13条の規定により、是正のための措置を命ずることがある。

(交付の請求)

第9条 市町村長は、規則第15条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、千葉県耕作放棄地再生推進事業補助金請求書（別記様式第六号）を知事に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第10条 市町村長は、規則第16条第2項の規定により補助金の概算払いを受けようと

するときは、千葉県耕作放棄地再生推進事業補助金概算払請求書（別記様式第七号）を知事に提出しなければならない。

（暴力団密接関係者）

第11条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、第2条第2項第二号又は第三号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあつては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体）とする。

（書類の経由）

第12条 規則又はこの要綱の規定により知事に提出する書類は、農業事務所の長を経由して提出しなければならない。

附 則

この要綱は、令和元年度から令和3年度までの予算に係る補助金に適用する。

別表

事業の種目	経費	交付単価	軽微な変更
<p>千葉県耕作放棄地再生推進事業</p> <p>再生作業に要する経費</p>	<p>賃借等により当該農地を長期間にわたって耕作する者が行う農地の再生作業(障害物除去、廃棄物処理、深耕、整地、これらの作業と併せて行う土壌改良等)に要する経費</p>	<p>[1号遊休農地]</p> <p>当該再生作業に要する経費の総費用が、10アール当たり100,000円相当以上の場合において、</p> <p>市町村が事業費の4分の1以上を補助する場合、県は当該事業費の4分の1を補助(当該事業による再生作業で解消・再生する農地が1号遊休農地で、かつ1ヘクタール以上であるときは、市町村が事業費の4分の1以上を補助する場合、県は当該事業費の2分の1を補助)</p>	<p>事業費の30パーセント以内の変更</p>
		<p>[2号遊休農地]</p> <p>当該再生作業に要する経費の総費用が、10アール当たり40,000円相当以上の場合において、</p> <p>市町村が事業費の4分の1以上を補助する場合、県は当該事業費の4分の1を補助</p>	